

## 美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の新規制定について

### ■目的

本市の私債権は、条例で遅延損害金の徴収規定があるものとなないものがあり、債務者にとって、不公平なものとなっています。

公平公正な債権管理を行うため、民法改正(令和2年4月1日施行)に合わせて、私債権の遅延損害金徴収条例を新規制定するものです。

**※私債権とは、契約などの当事者間の合意(私法上の原因)に基づき発生する債権で、水道料金、市営住宅使用料、放課後児童クラブ保育料などが該当します。**

### ■現状

私債権に分類される債権： 35件      遅延損害金の規定のある条例： 7件

規定のある条例の遅延損害金の利率→税・料の延滞金と同じ計算方法(利率14.6%)

### ■民法の法定利率(現行:5%)

令和2年4月1日施行民法改正について

120年前に制定された民法では、今の時代にそぐわないものとなってきたため、今回の民法改正では、市場金利に合わせ、法定利率を3%に引き下げることになりました。

また、市場金利の変動に合わせ、3年ごとに法定利率の見直しが図られることになりました。

法定利率の変動化に合わせ、遅延損害金の法定利率の基準時は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点と定められました。

### ■条例に規定する遅延損害金

率： 民法第404条の規定による法定利率(3%)

期間： 納期限の翌日から、納付の日までの日数

計算：            基礎額が、2,000円未満切り捨て

1,000円未満の端数切捨て

基礎額 × 3% × 日数 ÷ 365 = 遅延損害金確定額

確定額が、1,000円未満切り捨て

100円未満の端数切捨て

### ■条例の適用

条例の施行の日以後に発生する私債権収入金から適用し、同日前に発生した私債権収入金については、なお従前の例によります。